平成13年11月26日判決言渡 平成6年(ワ)第132号 損害賠償請求事件

- 1 被告は、原告a1に対し4394万9409円、原告a2及び原告a3に対しそれぞれ21 97万4705円並びにこれらに対する平成3年11月25日から支払済みまで年5分の割合による 金員を支払え。 2 原告らのその余の請求を棄却する。

 - 訴訟費用は、これを5分し、その1を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。 事実及び理由

請求

被告は、原告a1に対し5241万4181円、原告a2及び原告a3に対しそれぞれ2670万7090円並びにこれらに対する平成3年11月25日(bの死亡した日)から支払済みまで年5 分の割合による金員を支払え。

第2 事実関係

事案の概要

事業の概要 本件は、被告が管理運営するc大学医学部付属病院(以下「被告病院」という。)において、 bが解離性脳動脈瘤の治療のために血管内手術であるバルーン塞栓術を受けた際、解離性脳動脈瘤の 破裂によるとみられるくも膜下出血を発症して死亡したため、その遺族である原告らが、被告病院の 医師には上記手術の際に解離の起点よりも遠位(心臓から遠い部位)で閉塞試験を行ったとした原生 またままた。 がある旨主張し、被告に対し、不法行為又は診療契約上の債務不履行を理由として、これにより原告 らが被った損害の賠償を求めたものである。

- 当事者間に争いのない事実等 (括弧内に証拠の掲記のない事実は当事者間に争いがない。)
- (1) 原告 a 1 は、b (昭和 1 4年 1 月 2 8 日生) の妻であり、原告 a 2 及び原告 a 3 はそれぞれ b の長女及び二女である (甲第 7 号証)。
 - (2) 被告は、大津市あ町に被告病院を設置し、その管理運営を行うものである。
 - 事実経過
- 2 事実経過 (1) bは、平成2年11月当時、JRdに勤務し、新型の新幹線(現在の「のぞみ」)のダイヤ作成等を行うプロジェクトチームの一員であったが、そのプロジェクト会議の最中にめまいを起こし、その後の帰宅途中に、左後頭部痛やめまいを起こし、起立不能となり、e病院に入院した。上記入院時、bには、めまい、吐気、頻回の嘔吐といった症状があった。bはCT検査等を受けたが、に異状はなく、その症状は疲労からくるものだろうと診断され、1日で退院した。bは、同年12月、f病院にも行き、MRI検査を受けるなどしたが、やはり異状はないと診断された。(甲第7号証、乙第1号証、検乙第1号証の1ないし3) (2) bは、平成3年10月24日(以下、特に断らない限り平成3年を指す。)、会議中に、左後頚部のつまった感じがして、突然気分が悪くなり、同時に、左指先がしびれたり、左上降がだるったりした。また、ふらつきが、起立不能となった。その後、1時間ほどしれんら、左上のよったが、よ行中、左に寄っていくという症状があった。同月26日、bはf病院を訪れ、CT左に寄ったが、異状はないと診断された。しかしながら、bは、その後も、まっすぐ歩行できず、左にあったが、異状はないと診断されたことから、bは、不の後も、まっすすぐ歩行できず、左にないたが、異状はないと診断されたことがら、bは、万分にした。(甲第7号証、乙第1号証、検乙第2号証) (3) 上記入院中にbに対して実施されたCT検査では異状が認められなかったものの(検乙第3号証)、bには、左眼痛、耳鳴り、左眼瞼下垂といった症状がみられたことから、bは、同病院の
- る号証)、bには、左眼痛、耳鳴り、左眼瞼下垂といった症状がみられたことから、bは、同病院の神経内科を受診し、MRI検査を受けたところ、脳動脈瘤の疑いがあることがわかった(検乙第4号証の1、2)。そこで、11月6日、同病院の脳神経外科において、bに対する脳血管造影検査が実施され、その結果、解離性脳動脈瘤との診断された(検乙第5年記の1ないしる)。bは、同病院の脳神経外科により、bは、日本の表現、大変は日本である。
- 応され、ている元末、 併離性脳判脈瘤との診断がされた(検とようち証の「ないしる)。 b は、 向病院の医師から、 開頭手術による治療は困難であるので、 バルーン塞栓術による治療を受けたらどうかと勧められ、 被告病院を紹介された。(甲第7号証、乙第1号証) (4) b は、 同月8日に f 病院を退院し、同月13日、被告病院に入院した。 b の主治医は研修医の g 医師であり、 病棟医長の h 医師がその指導にあたった。入院時、 b には、 右足背の知覚低下と右上下肢のわずかな振動覚の低下が見られたが、 神経学的に特別の異状は認められなかった。 b に対しては、 翌14日、 C T 検査が実施された。(甲第7号証、乙第1号証、 検乙第6号証の1ないし 3, h証人, g証人)
- (5) ト医師は、同月18日、ト及び原告a1らに対して、同月20日実施予定のバルーン塞栓 術に関する説明を行った。
- (6) bは、同月20日、午前中にMRI検査及び脳血流検査を受け(検乙第7号証の1 (0) PIG, 同月20日、十削中にMKI(快宜及び脳血流検査を受け、(棟乙第 / 号証の 1, 2), 同日午後, 脳血管造影検査(検乙第 8 号証の 1 ないし4)を受けた後に、 h 医師によりバルーン塞栓術(2回の閉塞試験を含む。以下「本件手術」という。)が施行された。 b は、本件手術中, 解離性脳動脈瘤の破裂によるとみられるくも膜下出血を発症して、痙攣発作を起こし、呼吸停止となり、昏睡状態に陥った。(乙第 1 号証) (7) b は、本件手術の後、4 日本 (7 2 2 4 1 日本)
- 前7時38分,死亡した(乙第1号証)。 3 解離性脳動脈瘤、その治療方法 (1)解離性脳動脈瘤とは、脳動脈の内膜に断裂が生じ、この断裂部分から、血管壁の内膜と中 膜又は中膜と外膜を解離しつつ血液が壁内の内膜と中膜との間又は中膜と外膜との間に流入し(これらを偽血管腔という。)、壁内血腫を形成して、血管内腔の狭窄や閉塞等を来す疾病である。一般に、解離性脳動脈瘤の解離腔が血管壁の内膜と中膜との間に生じた場合には、血管腔の狭窄、閉塞を

来たし、解離腔が血管壁の中膜と外膜との間に生じた場合には、血管外側への膨隆を来たす。(乙第 3号証,第9号証)

3号証,第9号証)
(2)解離性脳動脈瘤の外科的治療としては、血管内手術(カテーテルを経皮的に血管内に挿入し、このカテーテルを通じて治療していく方法)と開頭手術とがある。本件手術で施行されたバルーン塞栓術は、血管内手術の一つであり、バルーンを用いて脳動脈の解離の起点より近位の血管を塞栓することにより、解離部分に血液が流れることを阻止し、血流、血圧により解離が進行して血管が破裂することを防止しようとするものである。(乙第2号証)
ここでいう解離の起点とは、解離の開始地点を意味するものであり、血管壁の解離又はこれに起因する壁在血栓(血管壁の内側に形成された血栓)等の二次変化の近位側(心臓側)の開始点を指す。解離の起点は、血管壁の断裂部分(開口部という。)と必ずしも一致するものではなく、これより近位となることもある。(i鑑定人の鑑定結果)
開頭手術の場合、執刀医が、手術時の所見から治療法を選択したり、解離性脳動脈瘤の確定診断ができるという利点があるが、患者の全身状態によって、外科的侵襲度と治療効果の兼ね合い

開頭手術の場合、執刀医が、手術時の所見から治療法を選択したり、解離性脳動脈瘤の確定診断ができるという利点があるが、患者の全身状態によって、外科的侵襲度と治療効果の兼ね合いから、その適応が限局されることがある。一方、バルーン塞栓術においては、(7) 開頭手術を行うことが不可能又は極めて困難の症例についても用いることが可能であること、(イ) 局所麻酔下で行うため、閉塞試験が行えること、すなわち、閉塞予定部位で閉塞した場合の血流遮断による神経学的変化を知ることができることなどの利点があるが、(ア) ある程度の距離にわたって閉塞しなければならないため、穿通枝(椎骨動脈等から直接に脳の組織内に入り込むような動脈)の閉塞を起こす可能性があること、(イ) バルーンの破裂や早期離脱により、シリコン等の充填剤又はバルーン自体によって塞栓症を起こす可能性があることなどの欠点がある(乙第2号証、第5号証、h証人)。

1 りの解離性脳動脈瘤の解離の記憶はどこであったか

bの解離性脳動脈瘤の解離の起点はどこであったか。

【原告らの主張】

6の脳動脈における解離は、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位、左椎骨動脈から分岐した後下小脳動脈にそれぞれ存在したが、それだけでなく、6の臨床所見、MRIの画像所見、血管造影の画像所見からすると、解離の起点は、硬膜外環椎部付近の椎骨動脈部であり、少なく とも、左椎骨動脈と後下小脳動脈との分岐部には解離が存在した。

【被告の主張】

bの脳動脈における解離は、(ア) 左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位側に約 15ミリメートル、(イ) 左椎骨動脈から分岐した後下小脳動脈に約8ミリメートル、それぞれ存在し たのみであって、原告らの主張する硬膜外環椎部の椎骨動脈部や左椎骨動脈と後下小脳動脈との分岐 部には解離は及んでいなかった。

本件手術における閉塞部位はどこであったか。その閉塞部位において閉塞を行ったことは適 切であったか。

【原告らの主張】

【原告らの主張】 本件手術において、1回目の閉塞試験は、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より1センチメートル近位において約15分間実施され、2回目の閉塞試験は、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位において約30分間実施された。その後、本閉塞が左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より1センチメートル近位において実施された。 上記の閉塞部位は、解離の起点より遠位であるところ、バルーン栓塞を解離の存在する部位で実施することは、その部位の血管が脆弱化しているため、大きな危険を伴うものである。したがって、そのような部位において閉塞を行うことは極めて危険なことであり、不適切なものであるにもかかわらず、ト医師は解離の起点に関する診断を誤った結果、上記の部位において閉塞を実施したものである。仮に、2回目の閉塞試験の部位が、被告主張のように左椎骨動脈と後下小脳動脈の分岐部ない。 ない。

回目の閉塞試験の部位は、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位ではなく、左椎骨動脈と後 下小脳動脈との分岐部である。したがって、h 医師は、すべての閉塞を解離の起点より近位において行ったものであり、その閉塞部位は適切であった。 3 本件手術における閉塞部位の選択につき、被告病院の医師に過失はあったか。

【原告らの主張】

前記のとおり、バルーン栓塞を解離の存在する部位で実施することは、その部位の血管が 脆弱化しているため、大きな危険を伴うから、バルーン栓塞を実施する医師としては、必要な検査結果により、危険な部位を避けて、安全な部位でこれを実施すべきものである。そして、左椎骨動脈の 後下小脳動脈との分岐部より遠位に解離が存在し、後下小脳動脈にも解離が存在するときは、同分岐 部に解離が及んでいる可能性が高いのであるから、 h 医師は、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位で閉塞を実施すべきでないことはもちろん、同分岐部においても、 そこに解離が及んでいる可能性があることを考慮して、 その部位における閉塞の実施を避けるべき注意義務がある。 【被告の主張】

仮に、bの脳動脈解離が左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部に及んでおり、2回目の閉塞試験の位置が適切でなかったとしても、当時の医療水準のもとでは、bに対してされた血管造影検査、MRI検査の結果からは、上記分岐部に解離が及んでいたことを認識することはできなかったものであって、h医師が前記の位置で2回目の閉塞試験を実施したことに過失はない。4 被告病の医師に説明義務の違反はあったか。

【原告らの主張】

ト医師は、本件手術に先立ち、bが自己決定するに足りるだけの情報を正確に提供する義務があるのに、b及び原告らに対し、(1) 保存治療による治癒は望めず、開頭手術も部位的に極めて

困難で、足の付け根あたりの血管からバルーンを入れてバルーンによる塞栓で動脈瘤への血流を止めるのが唯一の方法であると説明し、代替手段について十分な説明を行わず、(2) バルーン塞栓術の危険性(生命の危険、神経症状の悪化等)については何らの説明もなく、それまでに失敗がなかったかとの原告らからの問いに対しては、ない旨を答え、閉塞試験中にバルーンが離れてしまう危険がないかとの問いに対しては、その場合は脳梗塞を起こす危険があると答えたのみで、バルーン塞栓術が当時先験的な治療法であったことの説明もなく、(3) バルーンで止める処置をどれくらいしているかとの問いに対しては、年間に、ためった。 しかなかったことを説明しなかった。

【被告の主張】

療法ではなく、その安全性、有効性につい

ではなく、その女主に、行効性について で脳外科医にはっきり認知されていたものであるから、先験的な治療法であることを説明する義務があったとする原告らの主張は、その前提を欠くものである。 5 被告病院医師の過失と相当因果関係のある損害の範囲

【原告らの主張】

次の損害は、被告病院医師の過失と相当因果関係のある損害である。

(1) 治療費 10万8250円

(2) 付添看護費(平成3年11月13日~同月25日)

1日6500円×13日間 8万4500円 (3) 入院雑費(平成3年11月13日~同月25日)

1日1400円×13日間 1万8200円

(4) 葬祭費(5) 死亡による逸失利益 130万0000円 5611万7411円

りたによるを大利益 bは、平成3年当時52歳で、年間848万4346円の所得があり、67歳までは就 労可能であったと考えられる。そこで、60歳までは同所得金額を基礎とし、それ以後はその7割 (593万9042円)を基礎として、それぞれ3割を生活費として控除し、新ホフマン方式により 67歳までは就 中間利息を控除して、同人の逸失利益を算定する。

(6) (7)	入院慰藉料 死亡慰藉料					2		0万F 0万F			
(1)	グレ にったい 不日 イイ	(1) t	11.15	(7)の合計				2万	-	6	1 円
		(., c	,,,,	原告a1分	}			1万			
				原告 a 2 ź				0万			
				原告a3分	}			0万		9	0円
(8)	遺族固有の慰棄					1	1 0	0万	9		
	原告a1分			万円							
	原告a2分			万円							
(0)	原告a3分		300	7万円		-	~ ~	^ T	_		
(9)	弁護士費用 原告a1分		E 0 (ъ т Ш		- 1	0 0	O万F	7		
	原告a2分			D万円 D万円							
	原告a3分			万円							
	派日a0万	総	- 合	計	1	億⋂	5.8	2万	3	6	1 四
		440,	н	原告 a 1 分		. –		1万			
				原告a2分				0万			
				原告 a 3 5				0万			

【被告の認否, 主張】

(1) 治療費が原告主張の額であることは認め、その余は不知ないし争う。

(2) 付添看護費, (3) 入院雑費, (6) 入院慰藉料については、本件手術当日までの分は、bが解離性脳動脈瘤に罹患したことにより発生したものであって、原告らが主張する被告病院医師の過失によってbが死亡したことにより発生したものではないから、相当因果関係のある損害では ない。

(5) 死亡による逸失利益の中間利息の控除については、ライプニッツ方式によるべきで

ある。

(7) 死亡慰藉料. (8) 遺族固有の慰藉料を合わせると3800万円になり. 多額に過ぎ

る。 第3 判断

争点1 (解離の起点) について Ι

脳動脈の解離の部位の診断方法について、括弧内に掲記の証拠によると、次の事実が認めら れる。

- (1) 脳動脈に解離があるかどうか、その部位はどこかということについての確定診断は、開頭手術又は解剖によらなければこれをすることはできない。そして、開頭手術をすることができない場合には、血管造影検査が最も有力な診断の手段であり、これに加えてMRI検査を補助的な手段と
- 合には、血管造影検査が最も有力な診断の手段であり、これに加えてMRI検査を補助的な手段とし、さらに臨床所見等から、脳動脈の解離の有無及びその部位につき可能な限りの診断をすることになる。(i鑑定人の鑑定結果)
 (2)血管造影検査において、造影剤が濃く写っている場合、その部分は血液の流れが遅くなっていることを意味している。血液の流れが遅くなる原因としては、血管に狭窄があることのほか、血管の曲がる部分であること、逆方向の重力がかかっていること、カテーテル等の遮断物があること等、種々のものが考えられ、正常な血管であっても、血管の曲がり具合、患者の姿勢、カテーテルの位置等によって血液の流れが遅くなることがある。(j鑑定人〔21回7丁裏以下〕、なお、以下、していることがある。) 示することがある。)

- 裏〕)
- (4)後下小脳動脈の血管障害を原因とする臨床症状としては、起立・歩行障害がある。また、 眼瞼下垂は、ホルネル症候群の症状の一つであるが、椎骨動脈や後下小脳動脈の血管障害を原因とす るワレンベルク症候群(延髄外側症候群)を疑わせる典型的な症状でもある。()鑑定人)
- 2 bの左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部及びそれより遠位の病変並びに後下小脳動脈の病
- 変についてみるに、括弧内に掲記の証拠によると、次の事実が認められる。 (1) 10月29日に行われたMRI検査では、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位には、脳動脈瘤の所見と見られる拡張した低信号域がある(検乙第4号証の2、i鑑定人の鑑定結 果)。
- 1 1 月 6 日に行われた血管造影検査では、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部よりやや 遠位、後下小脳動脈の左椎骨動脈との分岐部のやや遠位のそれぞれに、パールアンドストリングサインが認められる(検乙第5号証の2、3、 i 鑑定人の鑑定結果)。 遠位,
- ンか認められる(快と用う写証のと、3、「鑑定人の鑑定結果)。 (3) 11月20日に行われたMRI検査では、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位には偽血管腔がダブルルーメン(double lumen=false lumenとtrue lumen)として写っているともとれる画像がある(検乙第7号証の1、2の3段目中央)。 (4) 11月20日の本件手術前に行われた血管造影検査では、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部よりやや遠位、後下小脳動脈の左椎骨動脈との分岐部のやや遠位のそれぞれに、パールアンドストリングサインが認められる(検乙第8号証の1、2、i鑑定人の鑑定結果)。 3 bの左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より近位の病変についてみるに、括弧内に掲記の証拠によると、次の事実が認められる

- 証拠によると、次の事実が認められる。
 (1) 1 1月6日に行われた血管造影検査において、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より近位に造影剤の濃度変化があり(検乙第5号証の3のF34、なお、j鑑定人はF41に濃度変化が見られるという。)、左椎骨動脈の頭蓋環境中がより、2500円では、2500円である。 (検乙第5号証の1のF27, なお、j鑑定人はF38に濃度変化が見られるという。)。もっとも、この部位の血管像はほぼ正常で、パールアンドストリングサイン等の血管壁の不正所見はない (i 鑑定人の鑑定結果)
- (1 監定人の鑑定結果)。 (2) 11月20日に行われたMRI検査では、左椎骨動脈の環椎部付近が高信号域として写っているが、ダブルルーメンとして写っているわけではない(検乙第7号証の1、2の2段目中央)。 (3) 11月20日の本件手術前に行われた血管造影検査では、環椎部に造影剤の貯留がある (検乙第8号証の1の下段右〔正面像〕、検乙第8号証の2の下段左右〔側面像〕、i鑑定人の鑑定 結果)。もっとも、この部位の血管像はほぼ正常で、パールアンドストリングサイン等の血管壁の不 正所見はない(i鑑定人の鑑定結果)。
- 4 bの臨床症状としては、前記のとおり、bは、平成2年11月ころから、めまい、起立不能などの症状があり、一旦軽快したものの、その約1年後である平成3年10月下旬、再び、めまい、起立不能、歩行障害などの症状を訴えるようになった。そして、精査のため、f病院に入院した際には、左眼痛、耳鳴り、左眼瞼下垂といった症状が認められた。(甲第7号証、乙第1号証)
- 5 以上によると、 (1) 血管造影検査、MRI検査の結果、臨床症状から、bの左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部よりやや遠位及び後下小脳動脈の同分岐部よりやや遠位には、いずれも動脈解離が存在したことが認められる(左椎骨動脈と後下小脳動脈について、上記分岐部より遠位にいずれも動脈解離が存在したこと自体は当事者間に争いがない。)。また、i 鑑定人の鑑定結果によると、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部よりやや遠位に解離が存在し、後下小脳動脈にも同分岐部よりやや遠位に解離が存在するときは、その解離は、同分岐部にまで及んでいる可能性が高いというのであるから、これを前提とすると、本件においても、上記解離は左椎骨動脈と後下小脳動脈との分岐部に及んでいたと認められる。もっとも、上記鑑定結果によっても、その事実の断定はできないというのであるが、それは、解剖による最終病理診断がされていないためであるというのであって、その可能性は高いというのであり、解離が左椎骨動脈と後下小脳動脈との分岐部に及んでいないという積極的な根拠もないのであるから(最終病理診断がされていないのであるから、そのように断定できるはずもない。)、そ 以上によると

うであるならば、上記のように認定す るのが相当である。

(2) これに対し、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より近位については、11月20日の手術前に行われた血管造影検査において、環椎部付近に造影剤の貯留が認められることからすると、その部位に何らかの病変が存在した可能性が否定できないものの、前記のとおり、造影剤の貯留ないし濃度変化は、種々の原因によって生じ得るものであり、血管造影検査の結果によっても、それらの部位の血管壁には異常所見が認められないことにも鑑みると、上記のとおり造影剤の貯留が認められ るという一事をもって、その部分に動脈解離が存在したと認定することまではできないと考えられ

その場合、貯まった造影剤は、真上から見ても、真横から見ても「面」として見える、 (エ) したがっ その点からも、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より近位に認められる造影剤の濃度変化の 部位には解離が存在すると判断できるという。しかし、(イ) の点については、j鑑定人の見解を裏付ける文献等も提出されていないうえ、前記のとおり、造影剤の貯留は、血液の重量のみによって生じるものではないのであるから、そうです。 解離以外の原因によって血流が遅くなり造影剤が貯るできるという。 るものではないのであるから、そうであるなら、解離以外の原因によって血流が遅くなり造影剤が貯留しているように見える場合であっても、造影剤が血管の全周に貯まることがないと断定できるはずはないと考えられる。しかも、多くの場合、偽血管腔は容易に血栓化する(偽血管腔が形成され、その出口がないため、偽血管腔に進入した血液が偽血管腔内を流れず、偽血管腔に血液が貯留して、その貯留した血液が早期に凝固して血栓化する。)ので、その後は、偽血管腔には血液が流れ込まず、したがって造影剤も流れ込まないのであるから、偽血管腔に造影剤が進入することによって偽血管腔が見えることはほとんどないという指摘(乙第22号証)も合理的なものであると考えられるのであって、以上によると、この点に関する;鑑定人の見解は採用できない。 鑑定人の見解は採用できない。

鑑定人の見解は採用できない。 j鑑定人は、MRI検査の結果につき、11月20日の左椎骨動脈の後下小脳動脈との分 岐部より遠位(検乙第7号証の1,2の3段目中央)で高信号域として写っている部分が、ドーナツ 状に写っているというその形状から偽血管腔であると判断できる(j鑑定人〔21回3丁裏〕)こと 等を根拠として、環椎部付近(検乙第7号証の1,2の2段目中央)で高信号域として写っている部分も、同様に血管壁に解離があると判断できるものもり、血流が遅くなったために高信号域となっているのではないと証言する(鑑定書5頁にも同旨の記載がある。)。しかし、環椎部付近は、前記のとおり、拍動や周囲の構造物の影響により高信号域として写ることもあるのであるから、この点についても、i 継定人の目解を採用することはできない。

これに反して、解離の起点より遠位で血管の閉塞をした場合、それが解離の開口部より遠位であれば、閉塞がされない場合と比較して解離の開口部から血液が偽血管腔により多く流れ込み、血 管壁に対する圧力が増強して、血管の外膜の断裂によりくも膜下出血等を起こしやすくなるから、そのような閉塞方法は許されない。また、解離の起点より遠位で血管の閉塞をした場合、それが解離の 開口部より近位であっても、そのような解離の発生している血管は非常に脆弱となっているから、そのような部位でバルーンを膨らませることは、血管壁の断裂を誘発するものであって、同様に許されない。(h証人,j鑑定人,j鑑定人の各鑑定結果)

ない。 (n証人, 」 塩足人, 「塩足人の台塩に和木/逆に, 解離の起点からあまり近位において血管を閉塞すると, 閉塞部位より近位の部分から分岐した側副血行路を経由して, 解離部位に血液が流入するおそれが否定できず, それでは閉塞の目的が達せられなくなることから, 血管の閉塞は, 解離の起点にできるだけ近接した近位の部位においてすべきこととされている(h証人, i鑑定人の鑑定結果)。
2 本件手術における閉塞部位について検討する。

(1) 1回目の閉塞試験及び本閉塞が、いずれも左椎骨動脈と後下小脳動脈との分岐部より約1センチメートル近位で実施されたことは、当事者間に争いがない。
(2) 被告は、2回目の閉塞試験の部位につき、前記のとおり、左椎骨動脈と後下小脳動脈との

左椎骨動脈と後下小脳動脈との 分岐部であると主張し、h証人は、本件手術の前の日までは、後下小脳動脈分の拡張部分が解離性脳動脈瘤かどうかがはっきりしていなかったが、本件手術当日に血管造影検査を行い、後下小脳動脈にも解離が及んでいることを確認できたのであり、そのような場合に、左椎骨動脈の後下小脳動脈との 分岐部より遠位で血管を閉塞しても、後下小脳動脈の解離部位への血液の流入を阻止できないのであるから、それにもかかわらず、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位で閉塞試験を行うわけ がないと述べる。

しかし、 h 医師は、本件手術に先立ち、解離の及んでいる部分を確認したというのであるから、そうであるなら、当然その場にいたはずのg 医師らもそのことを確認したはずである。ところが、それにもかかわらず、 b の主治医であり本件手術を見学していた g 医師は、カルテに、(ア) 1 回目の閉塞試験は左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位で行う予定であったが、実際には近位 **しかし**, で実施された、(イ) 2回目の閉塞試験は左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位で実施された、(ウ) 本閉塞は左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位で行う予定であったが、実際には近位で実施されたとの記載をしているのである(乙第1号証)。g医師は、2回目の閉塞試験の部位については書き間違えたものであり、その後にh医師から記載の誤りを指摘され、血管造影検査のフルム(検乙第8号証の4)を自ら見直してその誤りを確認したが、カルテの記載を訂正することをもれていたと証言する。しかし、g医師は、1回目の閉塞試験の部位をカルテに図示までしているのであり、しかも、2回目の閉塞試験の部位をカルテに図示までしているのであるから、2回目の閉塞試験の部位をカルテに図示までしているのであるから、2回目の閉塞試験の部位につき、g医師がカルテに誤った記載をしたとは考え難く、まして、医師がカルテ記載の誤りを指摘され、その誤りであることを確認しながら、カルテの記載の訂正を忘れるなどということは、およそ考えられないことであって、そのようなg医師の証言はとうてい信用できない。そして、以上によると、2回目の閉塞試験は、カルテに記載されたとおり、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位で実施されたと認めるのが相当である。なお、血管造影検査の画像である検乙第8号証の4(中段の右、下段の左右)には、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位にバルーンが撮影されていないが、j鑑定人の鑑定結果によると、同部位にバルーンが撮影されていないのは、血管造影検査結果の画像につきDSA処理がされているいのは、血管造影検査結果の画像につきDSA処理がされていないのは、血管造影検査結果の画像につきDSA処理がされていないのは、血管造影検査結果の画像につきDSA処理がされていないのは、血管造影検査結果の画像につきDSA処理がされていないのは、血管造影検査結果の画像につきDSA処理がされていないのは、血管造影検査結果の画像につきDSA処理がされていないのは、血管造影検査結果の画像につきDSA処理がされていないのは、カースを表しているのは、カースを表しなりを表しているのは、カースを表しているのは、カースを表しているのは、カースを表しているのは、カースを表しないるのは、カースを表しま で実施された、(イ)2回目の閉塞試験は左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位で実施され

おいいないかは別かというである。

3 上記の認定事実によると、本件手術においてされた2回目の試験閉塞の部位は、解離の起点より遠位であったことになるのであるから、その部位は不適切なものであったというべきである。 なお、仮に、2回目の閉塞試験の部位が、被告主張のとおり、左椎骨動脈と後下小脳動脈の

分岐部であったとしても、その部位には、やはり解離が存在したのであるから、2回目の閉塞試験の 部位が不適切であったという結論には影響がない。

4 以上のとおりであり、解離の起点ないしそれより遠位で閉塞することは、バルーン塞栓術により血管を破裂させてしまう可能性のある行為であるから、そのような位置で閉塞試験を行うことは許されるものではなく、これに反して、そのような位置で閉塞試験を行ったト医師の行為は違法なものであったというべきである。

そして、本件においては、2回目の閉塞試験が解離の存在する部位で行われたため、解離により脆弱化していた血管がさらに脆弱化し、さらにそれより近位で本閉塞を行ったために、血行動態の変化により反対側の椎骨動脈から逆流して流入する血流の圧力が高まり、その圧力に耐えられなくなったことに起因して、bは、くも膜下出血により死亡したものと認めるのが相当である(i鑑定人 の鑑定結果)。

ら、この点に関する平成3年当時の知見は、現在と基本的に異なることはないと推認される。また、bの11月15日のカルテには、左椎骨動脈及び後下小脳動脈の解離性動脈瘤を認め動脈との間にバルーンを留置する旨の記載がされており、また、前記のとおり、本件手術時のカルルテにも、1回目の閉塞試験、本閉塞をそれぞれ左椎骨動脈と後下小脳動脈との分岐部より遠位において東施することが予定されていたとの危険性についての認識記載につき、g医師はは、その際ではは、100分と変を変されていたとの危険性についての認識記載につき、g医師は、その変われる回診が1月月15日のカルテ記載につき、g医師は、そのに対する治療方針を記載した文献の内容にするが、上窓を命は、その文言がらした文献の内容にするが、上窓に対する治療方針を記載したものではないと証言するが、上窓に対する治療方針を記載したものではないと証言するが、上窓に対する治療方針を記載したものではないと証言するが、上窓に対する治療方針を記載したものではないと証言するが、上窓に対する治療方針を記載したものではないと証言するが、上窓に対するとは、その文言がらしても無理があるであったより、を認識することは、を師としては、左椎骨動脈の後下小脳動脈との分岐部より遠位ないし同分岐部において、ルとを認識することが可能であった。ことをであったというできた。この点において、b医師には、被告病院の医師として要求される注意義務があったのに、その注意義務があったのに、その注意義務があったのに、を変えていまないであるから、さると、この点において、b医師には、被告病院の医師として要求される注意義務の違反があったというできた。この点において、カーには、対象を行ったといるできた。この点においてが出てが出てが出ていまない。

があったというべきである。 なお、解離の起点より近位においてバルーン栓塞を行った場合に、血行動態の変化により反対 側の椎骨動脈から逆流する血流の圧力が高まって、解離性動脈瘤が破裂することがあり得ることが、 平成3年当時に既に一般的な知見となっていたかということについて、これが否定されるとしても、 本件で問題となっている被告病院の医師の過失は,前記のとおり,左椎骨動脈の後下小脳動脈との分

岐部より遠位及び後下小脳動脈の同分岐部よりやや遠位に解離があることが確認された場合には、同 分岐部にも解離が及んでいる可能性を認識して、同分岐部における閉塞試験の実施を避けるべき注意 義務があるのにこれを怠ったという点にあるのであるから、上記の点は本件の結論に影響を及ぼすも のではない。

Ⅳ 争点5 (損害) について

治療費 1 当事者間に争いがない。 10万8250円

付添看護費

2万2500円

本件手術日の翌日である11月21日から同月25日までの分につき、1日4500円の範 囲で認めるのが相当である。

入院雜費

本件手術日の翌日である11月21日から同月25日までの分につき、1日1200円の範 囲で認めるのが相当である。

120万円 5346万2069円

葬祭費 死亡による逸失利益 bは、平成3年11月当時、52歳であり、少なくとも年間848万4346円の所得があ った(甲第6号証)

除し,

60歳まで

848万4346円×(1-0.3)×5.786(7年のライプニッツ計数)=343 6万3298円

(2) 60歳以上67歳まで

593万9042円×(1-0.3)×(10.380[15年のライプニッツ計数]-5. 786) = 1909万8771円

6

10万円

2500万円

入院慰藉料 死亡慰藉料 bがまだ52歳の若さであって,かつ,一家の支柱であったこと, その他本件で 現れた諸般の事情を総合すると、その慰藉料額は2500万円と認めるのが相当である。

なお、原告らは、遺族固有の慰藉料を別途請求しているが、6本人の死亡慰藉料として25 00万円の支払いを受けることにより、原告らの精神的苦痛も慰藉されると考えられるから、bの慰藉料と別に遺族固有の慰藉料を請求することはできないと解するのが相当である。

1ないし7の合計

7989万8819円

原告a1分

3994万9409円

1997万4705円 1997万4705円

原告a2分原告a3分

800万円

一件記録から、原告らが原告代理人に本件訴訟の追行を委任したことが認められ、本件訴訟の内容、経過、認容額その他諸般の事情を考慮すると、相当因果関係のある損害として認めるべき弁護工費用は、原告 a 1分としては400万円、原告 a 2分及び原告 a 3分としてはそれぞれ200万 円が相当である。

総 合

計 原告a1分 8789万8819円

原告 a 2分

4394万9409円

原告a3分

2197万4705円 2197万4705円

V 結論

よって、原告らの請求は、不法行為による損害賠償請求権に基づき、原告a1につき4394 万9409円、原告a2、原告a3につきそれぞれ2197万4705円及びこれらに対する不法行為の日(bの死亡の日)である平成3年11月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるから、その限度でこれを認容し、その余は理由がないから棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条、64条、65条を、仮執行の宣言につき同法259条を各適用して(仮執行免脱の宣言については相当でないので付きないこととする。)、主 文のとおり判決する。

(口頭弁論の終結の日 平成13年9月14日)

大津地方裁判所民事部

裁判長裁判官 則 正 賀村 義智 史子 裁判官 佐 裁判官